

計画の推進に向けて

この計画を推進し、妊娠・出産・育児を通して、親と子が心身ともに健康を維持し、豊かな人生を送ることができるように、個人や地域、学校、職場、行政など社会全体が一体となって、目指すべき基本目標、健康目標の実現に向けて取り組み、母子保健対策の総合的・計画的な推進が図れるよう、次のとおり推進体制を整えます。

(1) 計画の周知普及

計画を円滑に推進するためには、市民一人ひとりはもちろんのこと母子保健関係機関や団体が、計画の趣旨を理解し、それぞれの立場で主体的に取り組めるようにすることが不可欠です。広報紙やホームページなどの媒体を通じて、計画の周知普及を図ります。

(2) 意向の把握

施策の取り組みにあたっては、健康診査・健康教育などの事業参加者や「子育てサークル」や「低体重で生まれた子を持つ親の会」などの自助グループなどのニーズ、意向の把握に努めながら、計画の推進を図ります。

(3) 連携体制の強化

母子保健の課題は多様かつ複雑であり、さらに個人が抱えている問題も様々であるため、その対応も多岐にわたります。

明らかにされた母子保健の課題を解決していくには、庁内の関係各課や、保健・医療・福祉・教育関係者など各種団体との情報交換を密にし、連携を強化していくことが不可欠です。

それぞれの機関での役割の認識を深め、課題や基本目標、健康目標について共通認識を図り、一体となって取り組むことにより、目標の実現を目指します。

(4) 情報の収集・提供

母子保健に関する情報は、専門研究的なものから身近な育児情報まで、膨大なものになっています。

生殖医療の進歩など日進月歩で変化する最新情報の収集を積極的に図るとともに、母子保健に関するサービスの情報を整理・集積し、市民が必要なサービスを必要な時に受けられるよう、情報の提供に努めます。

(5) 母子保健従事者の資質の向上

多様な市民のニーズに的確に対応するためには、質の高いサービスの提供が必要になっています。

虐待の対応や不妊の相談の受け方など、専門知識や技能の修得、カウンセリング能力の向上などを図るため、職員並びに関係者の研修体制を強化し、母子保健従事者の資質の向上に努めます。

(6) 計画の進行管理

計画の目標達成度や施策の進捗状況等について、市議会議員、学識経験者、関係団体の代表及び公募による市民の代表により構成されている宇都宮市保健衛生審議会において報告します。

審議会の意見を受け、市として必要な対策を講じていきます。